

令和8年度（2026年度）の重点施策 に関する要望



令和7年（2025年）5月

熊 本 市

熊本市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、昨年度は、本市の最上位計画である「第8次総合計画」に基づくまちづくりがスタートし、8月には、市役所新庁舎整備の基本的な考え方をとりまとめた基本構想を策定するとともに、2月には、新庁舎整備に係る設計関連業務について契約を締結するなど、新たなステージへ歩み始めた1年となりました。

一方で、原油価格の高騰や円安等の影響による物価上昇により、地域経済の見通しは未だ不透明な状況にあり、また、国において「こどもまんなか社会」の実現が掲げている中、少子化対策やこども施策のさらなる強化も求められているところです。

こうした状況を踏まえ、本年度は、新庁舎整備を契機としたまちづくりの推進に加え、県や近隣市町村との連携をさらに深めながら、慢性的な交通渋滞の解消のほか、半導体関連企業の熊本進出に伴う諸課題や地下水をはじめとする環境保全等に、スピード感を持って取り組んでまいります。

また、今年3月に策定しました「熊本市こども計画2025」に基づき、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた対策を総合的に推進するなど、だれもが明るい未来を展望し、希望を抱くことができるまちづくりを進めてまいります。

国におかれましては、本市が取り組む各種施策の推進に是非とも御理解、御支援をいただき、令和8年度予算編成等に向けて、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。



令和7年（2025年）5月

熊本市長 大西一史

令和8年度（2026年度）の重点施策に関する要望

最重点要望項目

慢性的な交通渋滞の解消に係る要望

- ・九州中央の広域交流拠点都市にふさわしい魅力ある都市空間の形成を支える道路ネットワークの早期実現 P 1
- ・公共交通を基軸としたまちづくりに必要な予算の確保 P 6
- ・路線バス事業者への支援 P 9

半導体関連企業の熊本進出に伴う諸課題への対応に係る要望

- ・熊本港の耐震強化岸壁の早期完成に向けた継続的な予算の確保 P12
- ・半導体関連産業の集積に伴うJR豊肥本線輸送力強化に向けた支援 P15
- ・在住外国人の受入環境整備について P17
- ・半導体関連企業進出に対する財政支援 P21
- ・有機フッ素化合物（PFAS）対策への支援 P24

総合的なこども施策の推進に係る要望

- ・内密出産についての法整備等 P27
- ・認可外保育施設への財政支援の拡充 P30
- ・こどもの権利擁護にかかる取組への財政措置等 P32
- ・保育人材の確保・担い手の処遇改善 P35
- ・第2子以降の保育料等負担軽減 P37
- ・こども医療費負担軽減に向けた措置 P39
- ・児童手当をはじめとした各種手当給付事務に係る財政支援 P41
- ・学校給食費の無償化に対する財政支援 P43
- ・GIGAスクール構想の着実な実施に向けた支援 P45
- ・こどもの権利を学ぶ取組の学習指導要領への位置づけについて P47
- ・こどもがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる
機会確保のための財政支援等 P49
- ・国による第三者委員会の委員及びコーディネーター選定の支援 P52
- ・義務教育課程における少人数学級の更なる推進 P54
- ・グローバル化に対応した英語教育の推進に伴う財政支援 P55
- ・義務教育施設等の整備促進に対する財政支援 P58
- ・きめ細かな教育活動の推進に向けた財政支援等 P60

重点要望項目

① 内閣府

・避難所の生活環境改善に対する財政支援	P61
・地域の防犯力強化に関する支援	P62
・物価・エネルギー価格等の高騰対策への財政支援	P65
・早期の罹災証明書交付を可能にするための住家被害認定調査におけるデジタル化等の推進	P67
・被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等	P69
・災害援護資金貸付制度に対する支援	P71

② デジタル庁

・自治体窓口DX SaaS導入に伴う基幹業務システム連携要件の標準仕様改善	P74
・安定稼働を最優先とした基幹業務システムの統一・標準化の円滑な移行	P76
・データ連携基盤の活用及び継続的運用に対する財政支援等の強化	P79

③ 総務省

・連携中枢都市圏の取組に係る特別交付税措置の拡充	P80
・防災行政無線の整備等に対する財政支援	P83

④ 法務省

・保護司等の待遇改善及び支援の強化	P86
-------------------	-----

⑤ 文部科学省

・熊本城の復旧・復興に対する支援	P89
・文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援	P91
・学校敷地の跡地利用に向けた法的手続の簡素化の検討	P93

⑥ 厚生労働省

・定期予防接種における財源措置	P95
・障がい者医療費負担軽減に向けた措置	P97
・医師確保・育成に関する支援	P99

⑦ 農林水産省

・農業農村整備事業に対する当初予算額の確保	P101
・水産物供給基盤機能保全事業、水産生産基盤整備事業、 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に対する当初予算額の確保	P106

・農地の相続税等納税猶予制度の改善	P110
-------------------------	------

⑧ 経済産業省

・物価高騰等に対応する中小企業等への支援	P111
----------------------------	------

⑨ 国土交通省

・水道事業に対する財政支援の要件緩和	P113
・広域化共同化に係る下水道事業予算の確保	P117
・地域公共交通維持のための支援	P119
・被災マンションの建替えに必要な支援の継続	P122
・まちなかウォークアブル推進に対する支援	P124
・白川改修事業の促進	P126
・下水道事業に必要な予算額の確保等に対する支援	P128

⑩ 環境省

・市街地における鳥類の被害防止対策に対する支援	P131
-------------------------------	------

要望先府省庁

要望項目	頁	内閣府	こども家庭庁	デジタル庁	総務省	法務省	文部科学省	スポーツ庁	文化庁	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
九州中央の広域交流拠点都市にふさわしい魅力ある都市空間の形成を支える道路ネットワークの早期実現	1												○	
公共交通を基軸としたまちづくりに必要な予算の確保	6												○	
路線バス事業者への支援	9												○	
熊本港の耐震強化岸壁の早期完成に向けた継続的な予算の確保	12												○	
半導体関連産業の集積に伴うJ R豊肥本線輸送力強化に向けた支援	15												○	
在住外国人の受入環境整備について	17					○	○			○				
半導体関連企業進出に対する財政支援	21											○		
有機フッ素化合物（P F A S）対策への支援	24													○
内密出産についての法整備等	27		○				○							
認可外保育施設への財政支援の拡充	30		○											
こどもの権利擁護にかかる取組への財政措置等	32		○											
保育人材の確保・担い手の処遇改善	35		○											
第2子以降の保育料等負担軽減	37		○											
こども医療費負担軽減に向けた措置	39		○											
児童手当をはじめとした各種手当給付事務に係る財政支援	41		○											
学校給食費の無償化に対する財政支援	43						○							
GIGA スクール構想の着実な実施に向けた支援	45	○					○							
こどもの権利を学ぶ取組の学習指導要領への位置づけについて	47						○							

要望項目	頁	内閣府	こども家庭庁	デジタル庁	総務省	法務省	文部科学省	スポーツ庁	文化庁	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
こどもがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会確保のための財政支援等	49						○	○	○					
国による第三者委員会の委員及びコーディネーター選定の支援	52						○							
義務教育課程における少人数学級の更なる推進	54						○							
グローバル化に対応した英語教育の推進に伴う財政支援	55						○							
義務教育施設等の整備促進に対する財政支援	58						○							
きめ細かな教育活動の推進に向けた財政支援等	60						○							
避難所の生活環境改善に対する財政支援	61	○												
地域の防犯力強化に関する支援	62	○												
物価・エネルギー価格等の高騰対策への財政支援	65	○			○									
早期の罹災証明書交付を可能にするための住家被害認定調査におけるデジタル化等の推進	67	○												
被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等	69	○												
災害援護資金貸付制度に対する支援	71	○												
自治体窓口DX SaaS導入に伴う基幹業務システム連携要件の標準仕様改善	74			○										
安定稼働を最優先とした基幹業務システムの統一・標準化の円滑な移行	76			○	○									
データ連携基盤の活用及び継続的運用に対する財政支援等の強化	79	○		○										
連携中枢都市圏の取組に係る特別交付税措置の拡充	80				○									
防災行政無線の整備等に対する財政支援	83				○									
保護司等の待遇改善及び支援の強化	86					○								

[illegible]

九州中央の広域交流拠点都市にふさわしい魅力ある 都市空間の形成を支える道路ネットワークの早期実現

【国土交通省】

提案・要望内容

熊本都市圏における交通課題の解消はもとより、世界的半導体企業であるTSMCの進出を契機として、熊本が日本の経済安全保障の一翼を担うため、次の事項について特段の配慮をお願いしたい。

- 1 九州各地との連携を高める広域道路ネットワークの着実かつ迅速な整備
 - ・以下4路線の国直轄による早期実現
 - ①中九州横断道路（大津西～下硯川）の有料道路事業の導入による早期整備実現
 - ②熊本宇土道路の整備推進
 - ③有明海沿岸道路（熊本県側）未事業化区間の早期事業化
 - ④国道3号植木バイパス事業中区間（3-1工区）の早期完成、未事業化区間（1工区）の早期事業化
 - ・国直轄事業と連動し相乗効果を発揮する熊本西環状道路の早期整備に向けた所要額の確保
- 2 九州の発展をけん引する熊本都市圏における新たな3つの高規格道路の早期実現に向けた最大限の支援
 - ・熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路の概略ルート帯や構造等の決定に向けた住民参加型の道路計画検討に係る、幅広い知見での助言や高度な技術的協力などの最大限の支援、及び所要額の確保
- 3 主要渋滞箇所の早期解消や広域道路ネットワークの構築など、熊本都市圏の慢性的な交通渋滞の緩和に向けた更なる連携強化

4 国土強靱化を推進するための継続的・安定的な予算確保

- ・国土強靱化のための5か年加速化対策後も切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画の実現に必要な予算・財源の通常予算とは別枠での確保
- ・資材価格の高騰や賃金水準の上昇を踏まえた公共事業道路関係予算の所要額確保

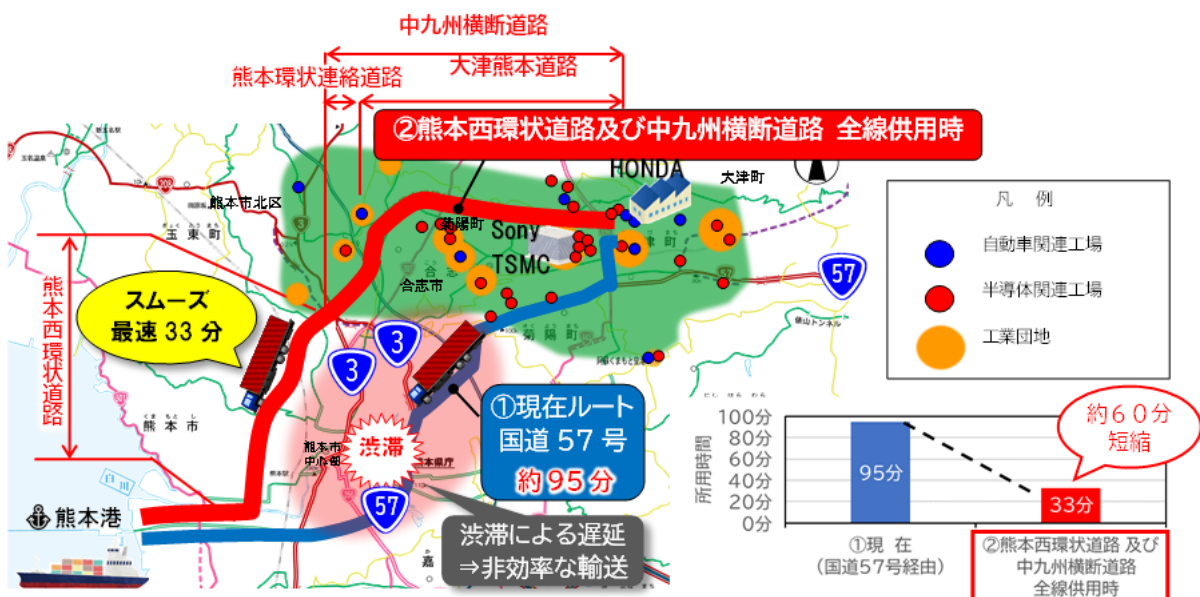
現 状

- 市内中心部での平均旅行速度は三大都市圏にある東京都区部、大阪市、名古屋市を除いた政令指定都市でワースト1、さらに、九州主要空港において、市内中心部までの移動時間もワースト1であるなど、交通渋滞が常態化しており、市民生活をはじめ経済活動にも深刻な影響を及ぼしている。
- さらに、世界的半導体企業であるTSMCが熊本都市圏北東部へ進出し、熊本第1工場が令和6年12月に本格稼働を開始し、また熊本第2工場建設も敷地造成工事が始まっており、熊本市をはじめとした熊本都市圏に半導体関連企業等の集積が加速化している。
- 本県と九州各県を結ぶ広域道路ネットワーク整備が着実に進む中、半導体関連企業等の集積に伴う交通需要の増加により、その受け皿となる熊本都市圏では更なる交通渋滞の悪化が懸念されている。
- 熊本都市圏の道路ネットワークの基盤である「2環状11放射道路網」においては、未だにネットワークが構築されていない環状・放射道路が存在しており、平成28年熊本地震では支援物資の搬送や緊急車両の通行に大きな影響が生じた。

課 題

- 誰もが快適に移動できる都市空間として、都市交通の整流化等を目指すため、2環状11放射道路網などの道路ネットワーク整備を推進する必要がある。

- 特に、「中九州横断道路」は、熊本西環状道路と繋がることで、T SMC・半導体関連企業が集積する熊本都市圏北東部と物流拠点である熊本港の移動時間が約 60 分短縮する見込みであり、T SMC進出効果の最大化を図るためにも、有料道路事業の導入による早期整備が必要である。
- さらに、九州中央の広域交流拠点都市として、九州各地からの交通需要の受け入れが可能となる新たな3つの高規格道路を着実かつ迅速に実現し、地域経済の発展を目指す必要がある。
- また、増加する交通需要に対応し、交通渋滞を着実に解消するには、道路ネットワーク整備のみならず交差点の改良や安全対策など道路環境の改善により、熊本都市圏の交通を円滑化する必要がある。
- 一方、橋梁等重要インフラ施設の効率的な維持管理や土砂災害・冠水被害の回避、無電柱化の推進等、誰もが安全・安心で快適に利用できる道路空間の機能を維持する必要がある。
- これらの課題解決のため、計画的かつ着実な事業推進に向けた財源を確保する必要がある。



資料:ETC2.0 プローブデータ
(R2.9~11)混雑時旅行速度より算出

【T SMC進出後の渋滞状況】

国道57号の渋滞状況



【予防保全型メンテナンスへの転換】

緊急輸送道路を跨ぐ橋梁のメンテナンス状況



公共交通を基軸としたまちづくりに必要な予算の確保

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 基幹公共交通軸の機能強化を図るため、交通結節点の機能強化や電停のバリアフリー化などの推進に必要な予算（社会資本整備総合交付金）を確保していただきたい。
- 2 本市の重要な基幹公共交通を担う熊本市電の喫緊の課題である、安全、安心の確保に向け、軌条更換等の着実な推進のために必要な予算（社会資本整備総合交付金）に格別のご配慮をいただきたい。

現 状

- 本市は、中心市街地及び地域拠点を利用性の高い公共交通で結んだ「多核連携都市」を都市構造の将来像として掲げており、これらを結び交通需要の多い放射8方面を「基幹公共交通軸」と位置付けている。
- 今般の世界的半導体企業であるTSMCの熊本都市圏進出に伴い、8方面の一つである豊肥本線において空港アクセス鉄道など、県において新たな公共交通ネットワークが構築される予定である。
- このような中、過度に自動車利用に依存してきた交通体系を、地域ごとの交通特性に応じて見直し、交通体系を再構築することで、公共交通と自動車交通を効率的に組み合わせた都市交通体系の最適化を進めている。
- 自動車利用の依存による渋滞問題の解決に向けては、県市共通の目標として「自動車1割削減、公共交通利用2倍、渋滞半減」を設定している。

■現在、8方面の基幹公共交通軸を含む、公共交通全体の将来的なネットワークのあり方について検討を進めるとともに、基幹公共交通軸と結節する乗換拠点における利便性向上、電停のバリアフリー化による待合環境の改善など様々な施策に取り組んでいる。

■また、熊本市電では令和6年以降、運行トラブルが続発するとともに、軌道や車両、電気設備の老朽化が顕在化していることを受け、市電に対する信用失墜や、市電利用者数の減少が懸念される。

課 題

■本市の公共交通利用者はピーク時の約4割まで減少しており、今後の人口減少・超高齢社会に備え、公共交通サービスの維持が課題となっている。

■「誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通」を実現するためには、自動車交通から公共交通への転換を促すことが重要であり、熊本市電や路線バスなどの利便性向上に資する交通結節点の機能強化や待合環境の充実等を更に推進する必要がある。

■また、熊本市電の安全、安心の確保に向けた取組が急務であることから、老朽化した軌条の更換や車両、電力線設備の更新を計画的に着実に推進し、市民、利用者に信頼され愛される熊本市電を取り戻していく必要がある。

<対象交付金>

・都市・地域交通戦略推進事業（所管：都市局 街路交通施設課）

<具体施策>

- ・味噌天神前電停のバリアフリー化
- ・市電の軌条更換

参考1 電停のバリアフリー化

- ・ 熊本市電の利便性の向上、渋滞の軽減、公共交通を基軸としたまちづくりに資する電停のバリアフリー化を推進する。

【整備イメージ】



辛島町筋電停

参考2 軌条更換

- ・ 路面電車の安全性、安定性の確保により、市電の安全、安心の確保に向けた取組を推進する。

【整備イメージ】



制振軌道



P Cマクラギ化

路線バス事業者への支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 公共交通の経営の安定化を図るため、地域の実情に沿った円滑かつ柔軟な共同経営に向けた取組に対し、引き続き支援を行っていただきたい。
- 2 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、地域間の格差を解消し、より実態に即した方法で算定するよう見直しを行っていただきたい。

(1) 共同経営に向けた支援

現 状

- 令和2年1月に熊本市に本社を置くバス事業者5社が、バス交通の維持・拡充や利便性向上を目的に、独占禁止法の特例法に基づく共同経営型への事業形態に移行することを確認した。
- 令和3年3月に全国初となる共同経営の認可を受け、令和7年度も引き続き、バス事業者5社が連携した利用促進の取組や定時性向上に資するダイヤ改正の実施や検討などを行う予定であり、順次共同経営の取組を拡充する。

課 題

- 今後、上記共同経営に関する事業を実施する際は、共同経営計画の作成に関するノウハウや事業の検討や実施に対する財政的な支援が必要である。

(2) バス補助地域間格差の解消

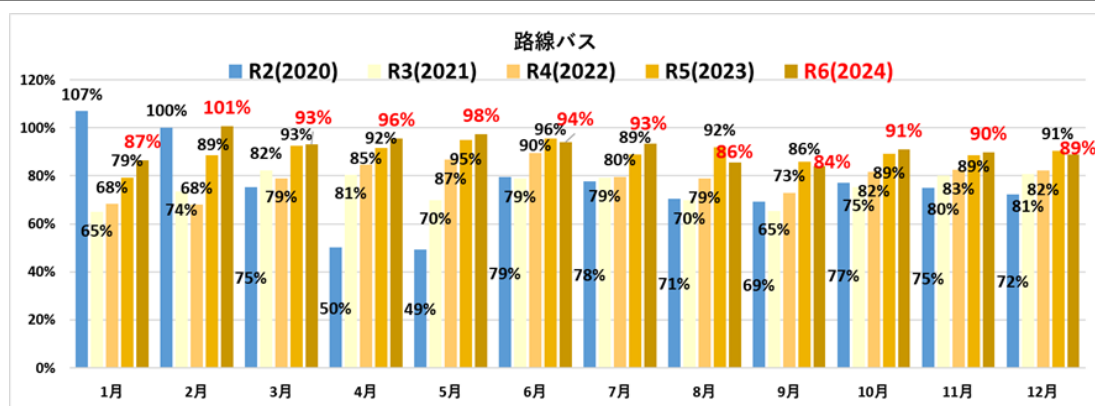
現 状

- 特に路線バス事業者は、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減少や、燃料費高騰等により、大変厳しい経営を強いられている。
- 路線バスの地域間幹線系統確保維持国庫補助金は、地域区分（補助ブロック）ごとに定められた「地域キロ当たり標準経常費用」を上限に算出した補助対象経常費用を基に算定することとされており、本市は「南九州ブロック単価」が適用されている。
- 令和6年度から、運賃改定を実施した場合、改定による収入増加分を補助対象経常収入から控除して補助額を算定できるよう見直しがなされた。

課 題

- 熊本都市圏を運行しているバス事業者の「実車走行キロ当たり経常費用」を基に算出される自社単価は、当該「南九州ブロック単価」を大幅に上回っている状況にあり、補助算出方法の見直しを踏まえても、実質赤字系統が国庫補助の対象とならないケースや、実態に即した補助額とならないことにより、バス事業者や自治体の負担増加に繋がり、結果として路線の廃止、縮小を招きかねない状況である。

参考1 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の状況（2019年同月比）

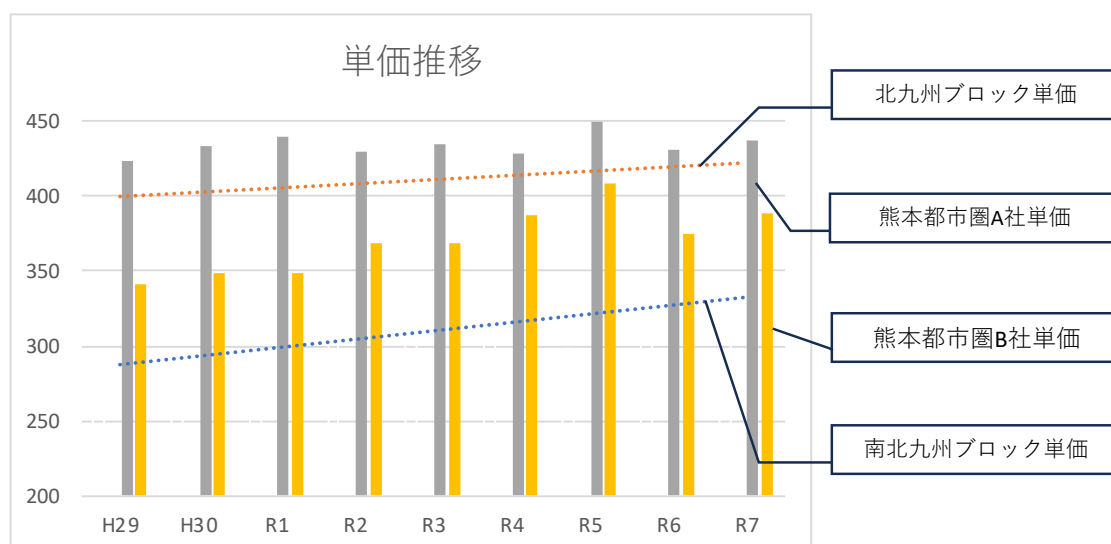


参考2 令和7年度の単価の状況

- 南九州ブロック単価 330.72円
- 北九州ブロック単価 420.55円
- 熊本都市圏A社単価 437.60円
- 熊本都市圏B社単価 388.07円

(単位：円)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
北九州ブロック単価	391.99	401.08	409.97	409.11	413.27	439.29	406.71	410.78	420.55
南九州ブロック単価	276.25	287.33	295.98	310.87	336.89	344.41	298.05	314.57	330.72
熊本都市圏A社単価	424.27	433.18	439.83	430.07	434.68	428.39	449.75	431.04	437.60
熊本都市圏B社単価	341.84	348.24	348.89	368.17	368.63	387.35	408.23	374.71	388.07



熊本港の耐震強化岸壁の早期完成に向けた 継続的な予算の確保

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 熊本港の耐震強化岸壁の早期完成に向けた継続的な予算の確保をお願いしたい。
- 2 港湾関係予算の総枠確保及び九州地方整備局の組織や人員を拡充し体制強化をお願いしたい。

現 状

- 平成 28 年熊本地震においては、熊本港に耐震強化岸壁が整備されていなかったことから、緊急支援物資等を近隣他港からの支援に頼らざるを得ず、耐震強化岸壁の整備の必要性を再認識した。
- 令和 5 年 4 月に熊本港と神戸港を結ぶ貨物便の「国際フィーダー航路」が就航し、国内貨物の取扱量が増加している。
- 令和 6 年 2 月に世界的半導体企業である T S M C の国内第一工場が完成し、同年 12 月から本格稼働を開始するとともに、第二工場を熊本県に建設することが発表され、半導体産業及び関連企業等の集積の加速化や、それに伴う物流量の増加が見込まれており、背後圏に立地する企業の物流拠点としての重要性が高まっている。
- 令和 6 年 6 月に耐震強化岸壁の整備着工。
- 令和 6 年 8 月には特定利用港湾へ指定され、国民保護の迅速かつ円滑な対応を可能とする施設利用の早期実現が求められる。

- 半導体関連企業等の集積や、幹線道路ネットワークの整備進捗に伴う貨物需要の増加に対応するため、令和7年1月から新たなガントリークレーンが稼働開始。（現在2基体制）

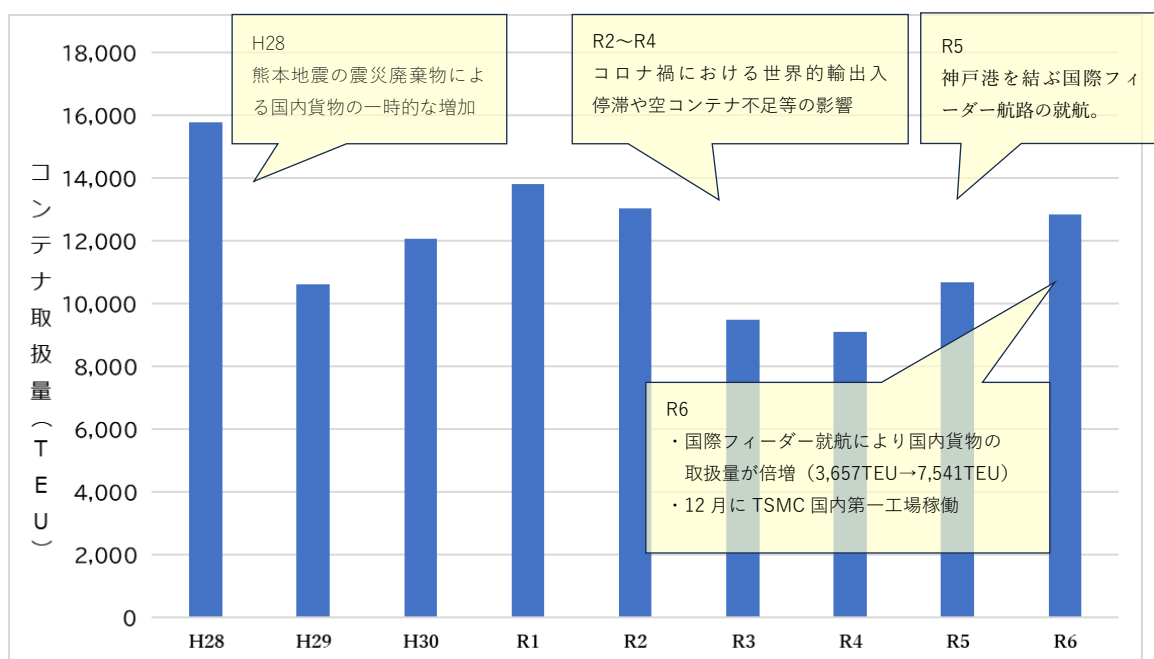
課 題

- 大規模地震等が発生した場合に、支援物資の受け入れや給水船の寄港、被災者の一時休養施設としてのホテルシップといった防災・物流拠点としての機能が停止する恐れがあり、住民生活及び経済活動への影響が大きいことから、耐震強化岸壁の早期完成が必要である。
- 南海トラフ地震等の他都市における大規模災害に備え、九州の広域防災拠点としてサプライチェーンを維持する役割が果たせるよう、防災・物流拠点等の災害対応機能の強靱化を図る必要がある。
- T S M Cの国内第一工場が稼働開始したほか、半導体関連産業の集積や設備投資が活発化しており、新しい工業団地が次々に整備されている。さらには、T S M Cの国内第二工場の建設も決定されたことに加え、今後の中九州横断道路や熊本西環状道路等の整備により、企業集積地と熊本港の速達性、定時性が向上し、物流拠点としての重要性が一段と高まり、今後益々、海上物流需要の増大が見込まれる。熊本都市圏の更なる発展のため、高規格道路の早期整備と熊本港の機能強化による高度な物流ネットワークを早期に構築し、ニーズに応じた様々な荷物を熊本港へ確実に集約し、利活用促進を図ることが重要である。
- 企業のBCPについては日本の経済安全保障の観点から、大規模災害時にも半導体サプライチェーンを維持し、物流・防災拠点として背後圏企業の事業継続を支援していくためには、熊本港の耐震強化岸壁の早期完成とともに、港湾関連予算の総枠を確保すること、また、港湾の的確な維持管理や危機管理の充実、市町村への技術的支援などを担う九州地方整備局の組織や人員を拡充し体制強化を図ることが重要である。

参考1 熊本港の整備状況



参考2 熊本港におけるコンテナ取扱量の推移（暦年）



半導体関連産業の集積に伴う ＪＲ豊肥本線輸送力強化に向けた支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 半導体関連産業の集積に伴い必要となるＪＲ豊肥本線の輸送力強化について、国家プロジェクトの成功に必要なインフラ整備として位置づけ、現在、関係者間で検討が進められている車両増備、同時進入化・行違い化、部分複線化などに最大限の財政支援をお願いしたい。

現 状

- ＴＳＭＣの進出に伴い、民間開発の動きのほか、熊本県やセミコンテクノパーク周辺自治体でも新たな工業団地の造成計画が進められているなど、今後も更なる半導体関連産業集積の進展が見込まれる。
- セミコンテクノパーク建設以降、企業進出が続く菊陽町をはじめとする近隣自治体の人口増加に伴い、本市と菊陽町等の近隣自治体間における広域での交通流動も大きく増加しており、ＴＳＭＣ進出により、この状況が更に加速化している。
- 半導体関連産業従事者の６割以上が本市に居住しており、今後の更なる企業進出に伴う本市の住宅需要の増加が見込まれ、従事者の通勤に伴う交通インフラの需要も高まりをみせている。
- セミコンテクノパーク周辺では、従前より通勤時間帯を中心に激しい交通渋滞が発生している状況のなか、渋滞緩和に向け、ＪＲ豊肥本線の最寄り駅からは通勤バスが運行されており、半導体関連産業従事者の重要な通勤手段の一つとなっている。

- J R九州においても、車両を増備するなど機能強化を図っているが、依然として J R豊肥本線の混雑は常態化している。

課 題

- 本市を含む熊本都市圏では、既に交通渋滞が慢性化しているが、T S M Cをはじめとする半導体関連産業の進出により、今後更なる交通渋滞の悪化が懸念される。
- J R豊肥本線は、朝夕の通勤・通学時間帯での混雑が常態化しているが、J A S M第2工場等の建設に伴う人流の増大により、今後更なる状況の悪化が懸念されることから、今後の輸送力強化及び機能改善は早急な対応が必要である。
- J R豊肥本線の輸送力強化は、半導体関連産業集積拠点や熊本都市圏における交通渋滞の解消や混雑緩和に向けて効果的な取組であり、課題解決に向けて、本市や熊本県、近隣自治体、J R九州が連携して取組の検討を進めている。
- 急激に変化する周辺状況や民間開発のスピードに対応していくには、これまでにない、短期的・集中的な対策が求められており、今後多額の財政負担が懸念される。

参考1 各交通拠点と企業集積地間の交通ネットワーク将来像



要望担当課：都市建設局交通政策部交通企画課 TEL096-328-2510

在住外国人の受入環境整備について

【法務省、文部科学省、厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 在住外国人向けの一元的相談窓口の運営や地域日本語教育等、国の指針に沿った外国人受入環境整備の取組について、国の更なる財政支援の充実をお願いしたい。
- 2 政府の半導体政策の受け皿となり急速な国際化が進む自治体等に対しては、外国人受入環境整備に係る特別な事情に対応する財政支援措置についてご検討いただきたい。
- 3 「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」に定める外国人求職者向けの専門的な相談体制を、ハローワーク熊本にも整備していただきたい。

現 状

< T SMCの進出などに伴う在住外国人の急増 >

■ T SMCの熊本進出に伴い、台湾をはじめとする海外からの転入者が増加傾向にあり、在住外国人の数は令和6年（2024年）12月末現在で10,592人と過去最高を更新し、特に台湾からの転入者は令和4年（2022年）12月末と比較して5倍以上と顕著な伸びを示している。

■ また、T SMCの第2工場の建設が決定し、第3工場も検討段階であることから、それらの動きに伴い、半導体関連産業のサプライチェーンなどの更なる進出が予想され、短期間で本市に在住する外国人の急増が見込まれることから、今後も在住外国人のニーズを踏まえた早急な対応が求められる。

<外国人受入環境の整備>

■在住外国人の増加に伴い、熊本市国際交流会館に設置している外国人総合相談窓口への相談件数は増加傾向であり、また、地域日本語教室への参加希望者も急増したことから、令和6年3月には地域日本語教室を対象の地区に新設し、令和6年4月からは外国人総合相談窓口での台湾の専門相談を新たに開設した。その他、転入などの行政手続における文書やホームページ等の多言語化を進めている。

■また、育成就労制度の趣旨を踏まえた受入環境整備として、生活レベルの日本語習得に向けた地域日本語教育の体制整備に着手した。

<外国人受入環境整備に係る国の交付金等の状況>

■これらの外国人受入環境整備については、本市としては、国が特に推進する半導体政策の受け皿として、「外国人材の円滑な受入れ・共生のための環境整備のための総合的対応策」、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等の指針に沿って進めてきている。

■一方で、外国人受入環境整備交付金（出入国在留管理庁）について、令和6年度は補助割れにより交付金が限度額まで支給されず、令和7年度からは更に人件費限度額の設定による交付金削減措置がとられている。また、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業（文部科学省）においては、審査結果（申請者の順位）に応じて、補助金の減額調整がなされている。

課 題

（１）国の指針に沿った外国人受入環境整備への更なる財政支援の充実について

■外国人総合相談窓口の運営のため、国の外国人受入環境整備交付金を活用しているが、令和6年度は国の予算不足により交付限度額から減額する形での交付確定となった。さらに、令和7年度においては、相談件数に応じた人件費限度額が設定されることになったことから、

T SMC 関連の相談窓口外での特別な対応などは件数に反映されない。これは、国が推進する半導体政策の受け皿としてきめ細かな対応をしている本市の外国人受入環境整備の予算措置における課題となっている。

- 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の補助金についても、審査結果（申請者の順位）に応じて、補助金の減額調整がなされることから、同様の課題となっている。

（２）外国人受入環境整備に係る特別な事情に対応する財政支援措置について

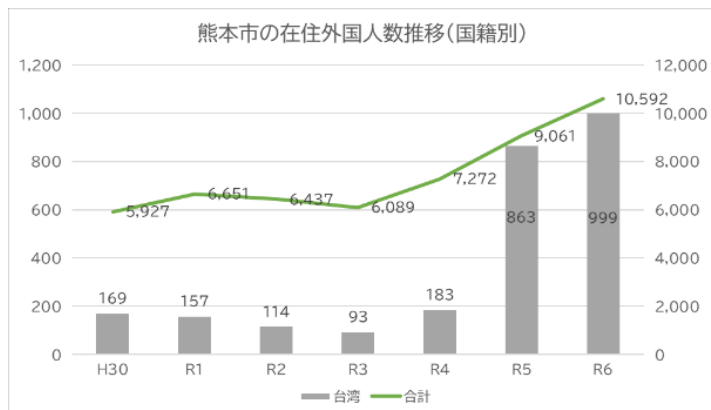
- 本市は、国が推進する半導体政策の受け皿となる自治体として、T SMC の熊本進出に伴う台湾からの転入者の急増に係る特別窓口の開設や地域日本語教室の拡充を行うなど、きめ細かな外国人の受入環境整備を進めている。
- 一方で外国人受入環境整備交付金や地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金には、これらの特別な対応が必要な経費については反映されないため、別途特別基準や特例枠を設けるなど、地域ごとの実情に応じた支援が必要である。

（３）ハローワーク熊本における専門相談員や通訳の配置について

- 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」においては、安定的な就労の促進及び職場定着を図るため、ハローワークの「外国人雇用サービスコーナー」等において、外国人求職者の専門相談員や通訳の配置による職業相談を行うこととされているが、本市を所管するハローワークには通訳が配置されていない。結果として、指定都市所在都道府県において、熊本県が唯一通訳の配置がない状況である。
- 本市の外国人総合相談窓口には、多数の求職に関する相談が寄せられていることから、ハローワーク熊本に通訳が配置されることで、よりスムーズに相談者を繋ぐことができる。

参考 1 在住外国人数推移

【在住外国人数推移】



【在住外国人の受入環境整備に係る経費】

■外国人受入環境整備交付金(措置率 1/2)

(千円)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 交付決定額
事業費	12,154	19,103	19,043	19,043	19,043	19,043	18,132
交付額	6,077	9,551	9,521	9,521	9,521	8,433	5,983

■地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(補助率 1/2)

(千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 内示額
事業費	5,204	6,376	6,009	5,646	5,973	15,689
補助額	2,602	3,188	3,004	2,823	1,850	8,510(補助率 2/3)

半導体関連企業進出に対する財政支援

【経済産業省】

提案・要望内容

- 1 半導体の安定供給のためのサプライチェーンの強靱化に向け、半導体及びその製造装置、部素材等の生産拠点整備事業に対する支援を継続するとともに、要件の緩和等により、幅広い企業規模や業種のサプライヤー等に対する支援をお願いしたい。

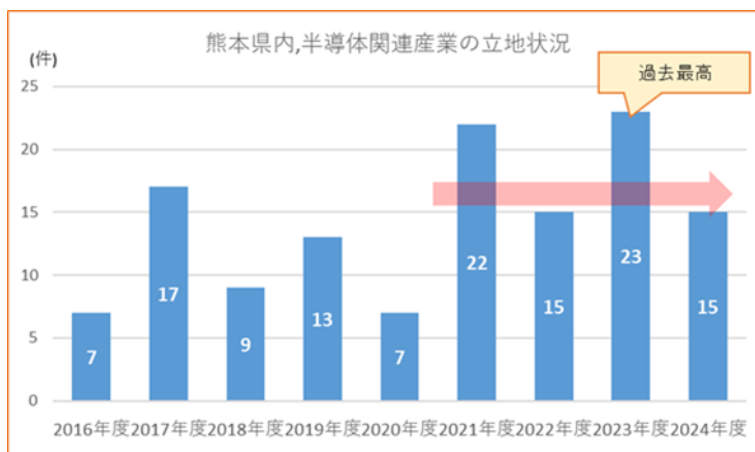
現 状

- 令和3年（2021年）に発表されたTSMCの進出計画を契機とし、県内外の半導体関連企業による熊本への新たな設備投資の動きが活発化、半導体関連企業の立地件数は、令和5年度（2023年度）には過去最高を記録するなど、高水準で推移している。
- また、令和6年（2024年）2月には、TSMCが第2工場を熊本県に建設することを発表したことから、今後、半導体関連企業の立地の動きは、さらに加速していくと想定される。
- そのような中、本市では、令和5年（2023年）9月に、3つの民間事業者グループと産業用地整備事業に係る協定を締結するなど、半導体関連企業をターゲットとした立地環境の整備や誘致活動を進めており、半導体の生産拠点はもとより、半導体製造装置や部素材の製造業、運送業、関連サービス業など、多様な業種の施設等の整備に関する検討状況や投資意向を確認しているところ。
- そこで、本市では、この好機を確実に捉えるため、令和7年（2025年）2月に、産業用地整備事業の対象エリアを拡大し、官民連携による新たな産業用地整備事業を進めることを発表した。

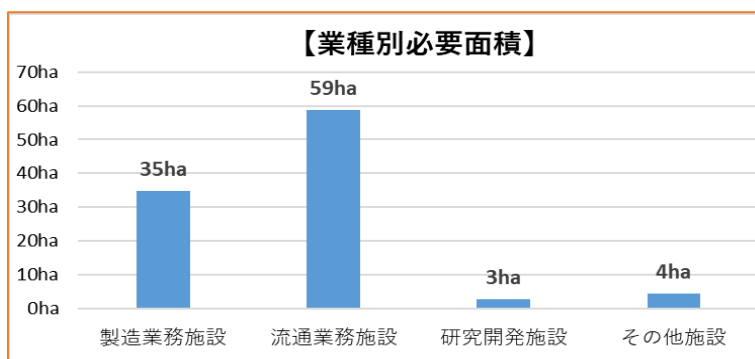
課 題

- 国においては、高性能な半導体の生産施設等の整備を支援する特定半導体基金事業や、パワー半導体などの従来型半導体、半導体製造装置及び部材の生産施設等のうち投資規模が大きいものの整備を支援する安定供給確保支援基金事業を行っているが、サプライチェーンの強靱化に資するものであっても、事業の規模等によっては支援が得られない状況にある。
- 半導体の安定的な供給のためのサプライチェーンの強靱化に向け、関連企業の積極的な投資を後押しするためには、現行の基金事業を継続的に実施するとともに、投資規模などの支援要件を緩和し、本市をはじめ熊本連携中枢都市圏において新たな生産拠点等の整備を検討している幅広い規模や業種の企業を支援する必要がある。

参考 1 熊本県内における半導体関連産業の動向



熊本県内への半導体関連産業の立地件数（新設・増設）は、2023年度には過去最高を記録するなど、高水準で推移。

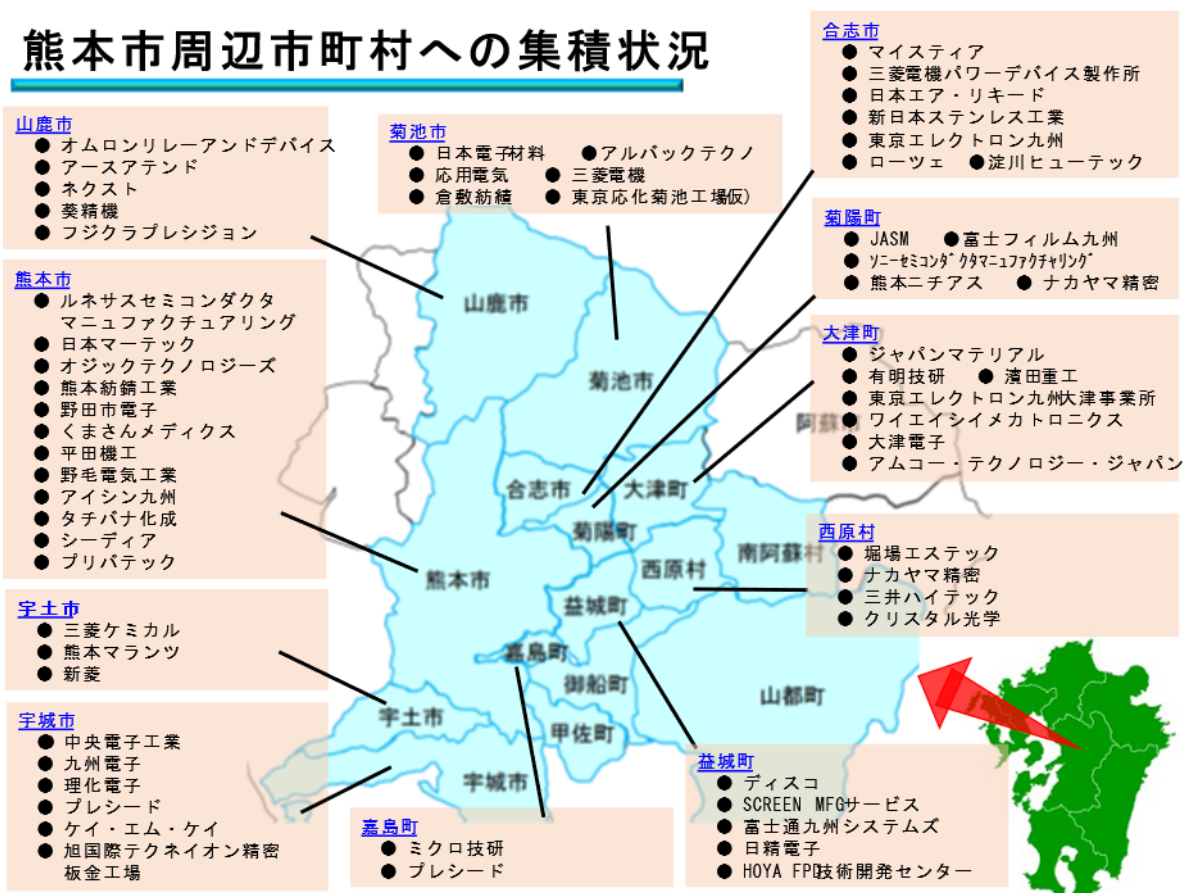


全国の半導体関連産業の本市に対する事業用地ニーズは、101ha

（半導体関連産業動向調査（R4年7月実施）他）

参考2 熊本市周辺市町村への半導体関連産業集積状況

熊本市周辺市町村への集積状況



熊本市周辺市町村には半導体関連産業が多く集積。

今後も同地域への集積を促すことで、サプライチェーンの強靱化をはじめ、地域経済の更なる活性化等が図られる。

有機フッ素化合物（P F A S）対策への支援

【環境省】

提案・要望内容

- 1 健康や農作物への影響及び対策に関する情報提供について
 - ・有機フッ素化合物（以下「P F A S」という。）の健康影響について、調査研究を加速させ、速やかに情報提供していただくとともに、農作物等への影響とその対策についても具体的に提示していただきたい。
- 2 発生源調査及び除去対策方法の提示と財政支援について
 - ・P F A Sの発生源特定の調査や埋立処分場のP F A S濃度の低減対策について、早期に具体的な方法を提示いただくとともに、新たな財政支援制度の創設をお願いしたい。

現 状

- P F O S・P F O Aについては、国内外で生産・使用等が禁止されている中、令和5年末に、国際がん研究機関（I A R C）により発がん性が評価されるなど、新たな化学物質への対応の課題も生じているところである。
- 令和4年度に国及び全国自治体が実施した公共用水域及び地下水の水質測定においては、P F O S・P F O Aの指針値（暫定）超過が多数判明した。以後、各自治体の独自調査により、河川や上水道への汚染が全国で判明している。
- 本市においても、令和4年度から地下水を調査し、令和7年1月末までに、516 地点中 55 地点の井戸において指針値（暫定）超過が判明している。

- また、市内を流れる２級河川の「井芹川」の調査においても、令和５年１１月に指針値（暫定）超過（最高濃度 88ng/L）が判明した。原因究明のための詳細調査を実施したところ、埋立処分場の放流水から P F O S ・ P F O A が検出され、井芹川への流入が確認されたことから、埋立処分場が発生源の一つであることを確認した。
- その後の調査で、市内８カ所の埋立処分場中７カ所の処分場の放流水で指針値（暫定）の超過を確認した（最高濃度 4,100 ng/L）。
- 指針値（暫定）を大きく超える埋立処分場については、令和７年４月、環境省が実施する「P F O S 等の濃度低減のための対策技術の実証事業」における事業地の一つに選定いただいた。

課 題

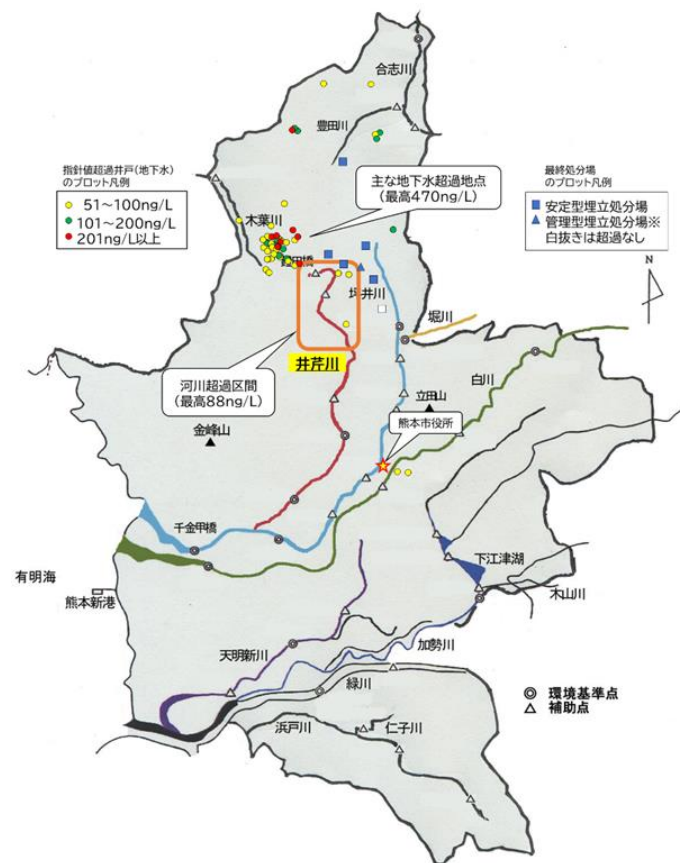
- 指針値（暫定）を超える井戸の使用者には、飲用を控え、上水道への切り替えをお願いしているところであるが、人の健康保護の観点から健康への影響や今後の対応に関する適切な情報が必要である。
- P F O S ・ P F O A の本市における指針値（暫定）超過地点の多くは農業地域であり、地下水や河川水を利用している農作物への移行の懸念など風評被害の恐れもあることから、住民の不安を払拭し、適切な情報発信を行うためには、早急に国からの分析方法及びその評価方法などの提示が必要である。
- 広範囲における井戸の P F O S ・ P F O A 濃度調査やイオン成分の分析による評価、周辺住民への聞き取り調査、地歴調査等を実施したが、これまで発生源の特定には至っていない。原因究明には、現地の立入調査、地域への分かりやすい説明や指導が必要となるため、環境基準等の設定や、国からの具体的な調査方法、その後の汚染除去等に関する対策が示される必要がある。
- 埋立処分場の対策には、事業者の協力及び費用負担が必要であるが、現行の法令では、強制力のある対策や費用負担を求めることが困難であるため、行政の財政支援も必要である。

参考1 PFOS・PFOAの地下水質測定結果（令和5年3月～令和7年1月）

井戸の水質検査結果

指針値(暫定) 50ng/L との比較	濃度範囲 (ng/L)	件数 R5/3/15～R7/1/31
指針値(暫定) 50ng/L 以下	50 以下	461
指針値(暫定) 50ng/L 超過	51～100	36
	101～200	11
	201～300	6
	301～400	1
	401 以上	1
	小計	55
合計		516

参考2 指針値（暫定）超過の地下水及び河川の位置図



内密出産についての法整備等

【こども家庭庁・文部科学省】

提案・要望内容

- 1 国において、内密出産に係る手続きを適正に実施するための妊娠葛藤相談所（仮称）及びこどもの出自を知る権利を保障するための公的な身元情報管理機関の設置や専門家の養成等に向け、内密出産制度の法整備を含めた検討を急いでいただきたい。
- 2 全国からの相談や預け入れが昼夜行われていることを踏まえ、予期せぬ妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい 24 時間 365 日対応の相談窓口を国において整備し、その周知を図っていただきたい。
- 3 予期せぬ妊娠を防ぐため、幼少期から幅広く具体的に性について学ぶ「包括的性教育」を国において進めていただきたい。

現 状

- 熊本市の医療法人聖粒会 慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご」には、開設以来、令和 5 年度（2023 年度）末までに全国から 179 人のこどもが預けられている。
- 令和元年（2019 年）11 月、慈恵病院は、いわゆる内密出産を実施することを表明し、令和 3 年（2021 年）12 月からこれまでに 40 例の内密出産とされる事例が確認されている。
- 全国から慈恵病院等に寄せられる妊娠に関する相談や、ゆりかごへの預け入れ事例、内密出産事例から、予期せぬ妊娠など様々な事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が全国に多数存在していることを示されている。

- 令和4年（2022年）9月、国から「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」（いわゆる「内密出産ガイドライン」）が通知された。
- 令和5年（2023年）5月に慈恵病院と本市が共同で設置した「緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会」では、病院による子どもの出自に関する情報の収集、保存、開示等の具体的な規程の制定に寄与することを目的として議論を重ね、令和7年（2025年）3月に報告書を取りまとめた。
- 令和5年（2023年）4月、本市は「妊娠内密相談センター」を設置し、専門職がチームでソーシャルワークを行い予期せぬ妊娠に悩む方の課題解決に向けた支援の体制強化に着手し、令和5年度は666件、令和6年度は745件の相談が寄せられ、その中には、性に関する正しい知識が不足するだけでなく、パートナーや家族との関係構築に課題を抱える事例が多く見られた。

課 題

- 内密出産の実施については、内密出産ガイドラインでその枠組みが示されたところであるが、依然として様々な課題が残されている。主なものは次のとおりである。
- 第一は、子どもの出自を知る権利の保障である。子どもの出自に関する情報の定義、医療機関による父母等の身元情報の管理や引き継ぎ、開示の方法、個人情報保護法等関連法令との整合性、相談対応等の専門家の養成、また、自治体の関与といった課題について、公的機関の設置も含め、適正な制度を設計する必要がある。
- 第二は、母に対する支援である。内密出産に関する医療機関から母への説明内容や母が真に内密出産を望んでいるかの意思確認の方法、母が未成年である場合の支援の在り方や出産費用等の課題について、

多角的な観点から、母に対し広範な支援を行う必要がある。

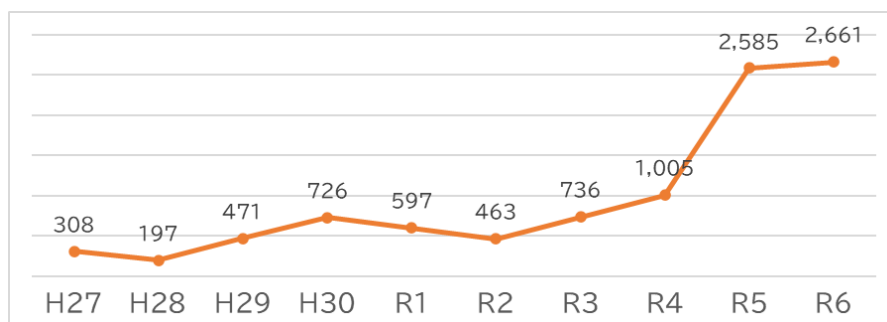
■第三は、こどもの処遇である。母の事情を十分に把握、理解しないまま社会的養育を行うことや特別養子縁組の進めることの妥当性、こどもに対し出自や母の情報を開示する際の説明方法といった課題について、こどもの最善の利益を図るための方策が必要となる。

■これらの課題は、一自治体・一医療機関で解決できるものではなく、また、慈恵病院では内密出産の実施が続いていることから、国におかれては、内密出産ガイドラインの見直し・充実や内密出産制度の法整備の検討のほか、上記課題の解消に向けた更なる体制整備を早急に進めていただきたい。

■併せて、予期せぬ妊娠で悩む全国の女性からの相談や預け入れが昼夜問わず行われていることを踏まえ、妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい 24 時間 365 日対応の相談窓口の整備及び周知を図っていただきたい。

■さらに、予期せぬ妊娠を防ぐため、身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係やジェンダーの理解、性に関わる意思決定など幅広いテーマについて幼少期から具体的に学ぶ包括的性教育の導入に向けて、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（ユネスコ 2018）を踏まえた教材を作成するなど、必要な取組を国において進めていただきたい。

参考 1 予期せぬ妊娠等に関する相談件数



認可外保育施設への財政支援の拡充

【こども家庭庁】

提案・要望内容

- 1 認可外保育施設の保育の質の担保と保育士の処遇改善を図るため、人材確保に関する新たな財政措置や、認可保育施設への支援制度を認可外保育施設へ適用拡充するなどの対策を講じていただきたい。

現 状

- 保育ニーズが多様化する中、本市においては、認可保育施設では担えない休日保育や夜間保育を行う認可外保育施設が一定の役割を果たしている。
- 認可外保育施設においては、行政からの人材確保等に係る財政支援がないため保育士等の確保に苦慮しており、特に、休日保育や夜間保育を行う施設は、保育士配置基準内最低限で運営している場合が多い。
- 本市では、令和6年1月に認可外保育施設において、午睡中の乳児の死亡事案が発生しているが、当該施設においては、職員配置が不十分であったことに加え、AEDや防犯カメラが設置されていなかった。
- 本事案に係る再発防止のための検証報告書（令和7年3月）において、「多様な保育ニーズに対応できる施設の整備、また、一時預かりや夜間保育を行う認可外保育施設に対しての人員確保の支援策等を講じるよう検討されたい。」との本市に対する提言がなされている。

課 題

- 休日保育や夜間保育を行う認可外保育施設は未だ少数であるが、自治体等の財政措置がなく、多くの施設において保育士への処遇改善がなされていないため、人員確保に苦慮している。
- また、保育士配置基準内最低限で運営している場合が多いため、研修時間の確保が困難であり、保育の質の低下に繋がっている。
- 認可外保育施設に対しては、一部、「こどもの性被害防止対策支援事業（保育所等）」の補助はあるものの、認可保育施設での施設機能強化推進加算等の施設整備の補助的加算は存在しないため、十分な財政的支援ができていない。
- 認可外保育施設においても、こどもの心身の状態等を踏まえつつ、常に施設内外における安全管理に努め、安全対策のための全職員の共通理解や体制づくりを図っていく必要がある。

こどもの権利擁護にかかる取組への財政措置等

【こども家庭庁】

提案・要望内容

- 1 本市では、こどもの権利擁護に関する相談窓口を市長事務部局に設置し、学校外の立場から中立かつ迅速な連携等により課題解決を図っており、特にいじめ対策については、国委託事業「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業」を受託して取り組んでいる。こどもの最善の利益を最大限に保障するため、本事業の最終年度となる令和7年度以降も、市長事務部局の取組に対し必要な財政措置を講じていただきたい。
- 2 いじめ等こどもの権利侵害事案の増加は全国的課題であり、社会全体でこどもを見守る気運の醸成やこどもの権利に関する啓発など、国においても更なる取組を講じていただきたい。

現 状

- いじめ認知件数、不登校児童生徒数、児童虐待件数は増加傾向にあり、こどもや家庭を取り巻く環境は、ますます多様化・複雑化しており、新たな権利侵害事案（こどもの貧困、ヤングケアラー、SNSによるトラブル等）も表出している。
- 令和6年1月、本市では、こどもの権利を擁護し、最善の利益を確保するため、所管に関わらず総合的に相談を受け、ケースに応じた支援策をトータルコーディネートし、関係機関と連携して解決に取り組む「こどもの権利サポートセンター」を市長事務部局に設置した。

- 学校の内外を問わず、こどもの人権侵害に関わる事象・事案の相談を受け、学校外に相談したい方が相談できる体制を構築するとともに、福祉的アプローチが必要となるケースなど学校だけでは対応困難な事案などの解決に取り組んでいる。

<主な事業>

相談窓口「こどもホットライン」による相談対応

NP0 法人と連携した 24 時間 365 日のチャット相談事業

その他いじめ予防や啓発事業

(こども食堂と連携したこどもを見守る体制の構築、いじめ予防ゲームワークショップ、若者・こどもによるポスターや漫画)

- 本市の「こどもホットライン」における相談実績は、令和 6 年度 298 件(前年度比約 2 倍)で、解決に向けて面談や関係機関調整など 4,373 件(前年度比約 3 倍)の対応を行っており今後も増加する見込みである。

課 題

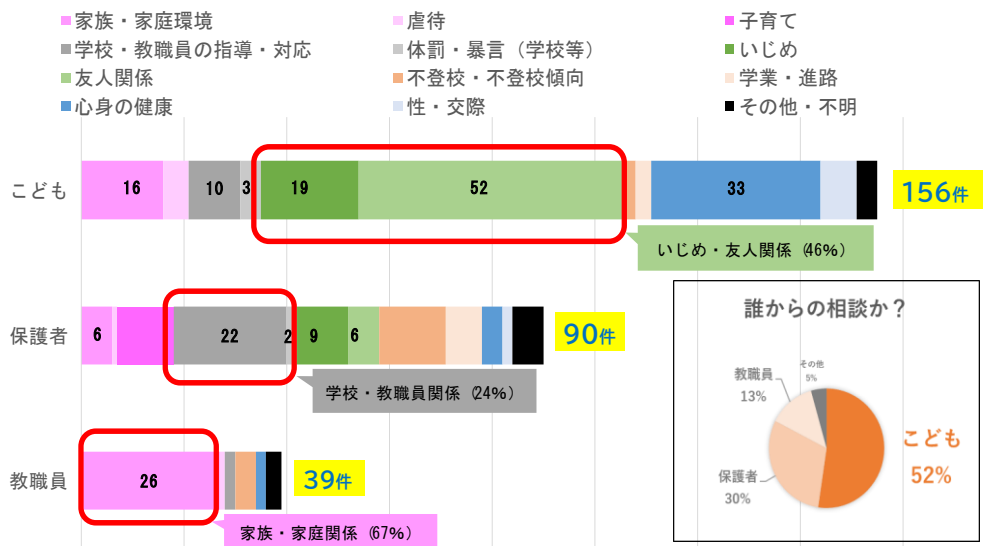
- 相談に適切に対応し、信頼される組織であるためには、専門人材の確保、相談員のスキルアップ並びに認知度向上や相談の容易性向上に努めていく必要がある。
- 現在のこども関係機関における縦割り行政的な関わりでは、支援に隙間が生じる事案が見受けられるため、更なる連携強化や関係機関による解決に向けての検討及び対応方針の共有等を行う新たな仕組みづくりが必要である。
- 関係機関との継続的な連携、総合調整を行い、また、窓口の複線化や俯瞰的視点、中立的・第三者的支援により相談者の納得性を高めるなど、総合的、重層的な支援を行うため、引き続き市長事務部局に相談窓口を設置し、いじめ対策のみならず、こどもの権利を擁護していく必要がある。

■また、増加するこどもの権利侵害の予防的取組として、こどもの権利に関する啓発や社会的気運醸成、実証事業を踏まえた効果的な取組を全国的に広げ、地域全体でこどもを見守る体制構築を急ぐ必要がある。

参考1 こどもホットライン 相談受付状況（R7. 3. 31 時点）

R6 相談者別・相談種別

【R5年度】新規相談件数：146件、のべ対応数：1440回
【R6年度】新規相談件数：298件、のべ対応数：4373回



保育人材の確保・担い手の処遇改善

【こども家庭庁】

提案・要望内容

- 1 慢性的な保育士不足の中、国が進める職員配置基準の見直しの実現のためには、保育士等の人材確保や保育士等が安定的・継続的に働くことのできる処遇の改善が必須であり、処遇改善加算等の更なる拡充をお願いしたい。

現 状

- 本市でも、保育士の給与は全職種の平均と比較して低額で、また現配置基準下における労働環境に負担や不安もあり、離職者が多く、潜在保育士の再就職も進まない状況にある。
- 保育士不足により、定員数の受入れのための保育士確保が困難で、定員割れとならざるを得ず、少子化の影響等もあり、令和6年度末には41施設が定員減を行っている状況である。また、令和7年度から認可事業となった「こども誰でも通園制度」においても、専任保育士の配置が必要となることから、実施施設を拡大していくためにも、保育士の確保が課題である。
- 熊本県内においては、TSMCの進出等によって賃金や物価が急激に上がっており、今後、人材確保が困難となることが懸念される。

課 題

- 保育士賃金は、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」が令和4年10月に処遇改善加算Ⅲとして公定価格に組み込まれ、令和4年度に人件費改定分として1.2%増、令和5年度に5.2%増、令和6

年度に 10.7%増の公定価格改定が行われているものの、他業種との平均賃金の乖離幅の完全な解消は難しく、保育士確保や処遇改善に対応できるよう、更なる加算措置が必要である。

参考 1 他業種との比較

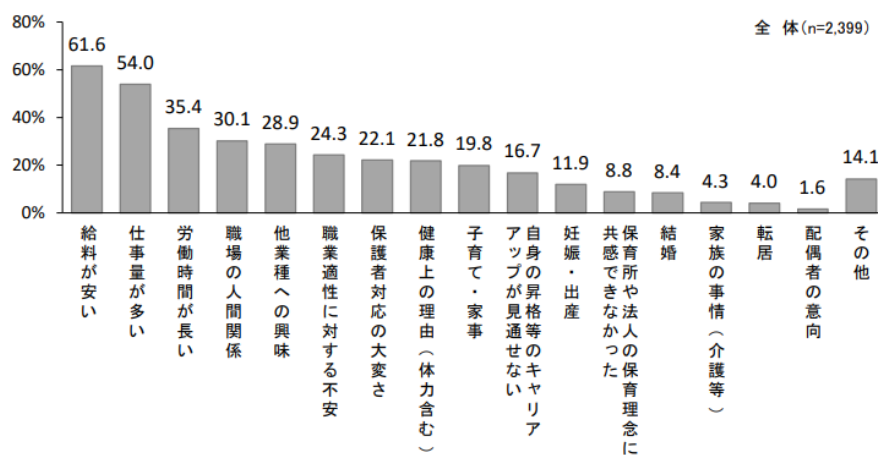
	保育士	全業種 (※)	看護師	介護士 (ケアマネ)	製造業 (※)	運輸業 (※)	小売業 (※)	教育・学習支援 (※)	医療・福祉 (※)
平均年収	406.8万円	446.8万円	519.7万円	429.6万円	413.6万円	440.1万円	460.3万円	437.6万円	410.6万円

※企業規模100人未満で抽出

出展：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

参考 2 保育士実態調査結果（東京都）

保育士退職意向の理由（複数回答）



○現在の保育所等を退職したいと考える理由は、「給料が安い」が6割強(61.6%)で最も多く、次いで、「仕事量が多い」が5割台半ば(54.0%)、「労働時間が長い」(35.4%)、「職場の人間関係」(30.1%)となっている。

出展：東京都「令和4年度東京都保育士実態調査結果」から抜粋

第2子以降の保育料等負担軽減

【こども家庭庁】

提案・要望内容

- 1 保育所の同時利用だけではなく、世帯単位での第2子以降の保育料・副食費の負担軽減をお願いしたい。

現 状

- 本市の市民アンケートにおいて、「理想より将来的に持つつもりの子どもの数が少ない理由」を尋ねたところ、「出産、子育て、教育費にお金がかかるから」という答えが最も多かった。
- また、「こどもを産む人が増えるために効果的だと思うもの」を尋ねたところ、「幼児教育・保育サービスの充実」という答えが多かった。
- 第2子以降の保育料について、国においては、保育所同時利用の場合、第2子半額、第3子以降は無料となる負担軽減策がある。
- 本市における独自の取り組みとして、同一世帯に生計を一にする18歳未満の兄・姉がいる場合、第3子以降の3号認定児は保育料無料、副食費についても第3子以降の1号2号認定児には補助を行っている。

課 題

- 保育料は将来の経済的な不安要素になっている。子育て世帯にとって過度の負担にならないような支援制度が必要である。
- 昨今の物価高騰は保育所給食の実施にも影響を及ぼしており、これまでと同様の栄養量を確保するためには副食費の増額が必要であるが、子育て世帯の負担増を求めることはニーズに逆行する。

■本市においては、第2子以降の全てのきょうだいを対象に保育料を無償化した場合は、概算で約12億円程度必要であり、また、副食費を無償化した場合は、現在の補助額を含む約7.6億円が必要である。全て市単独費用となり、財源の確保が困難である。

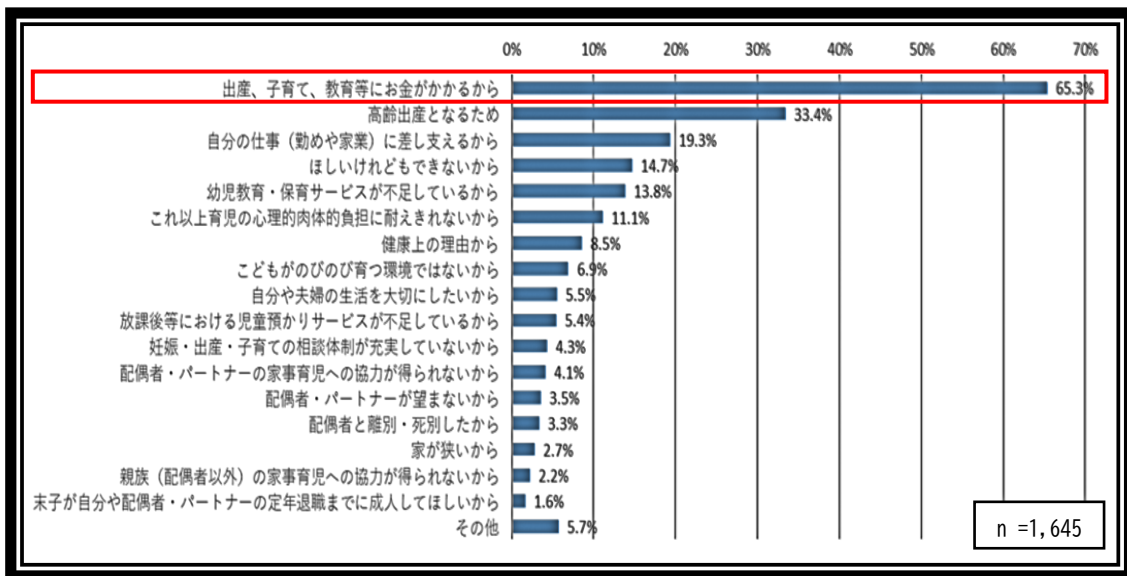
参考1 結婚・妊娠・出産・子育てに関する市民アンケート調査（抜粋）

期間：2023年9月11日（月）～10月2日（月）

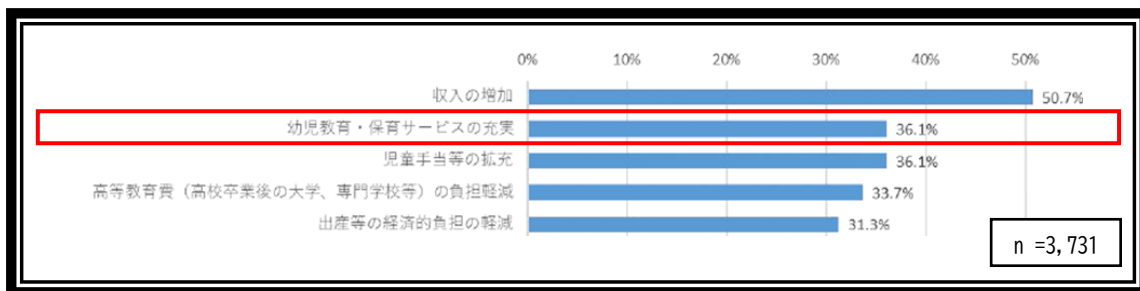
対象：熊本市に居住する18歳以上60歳未満の方15,000人
（住民基本台帳より無作為抽出）

回答数：3,731件

質問：「理想よりも将来的に持つ予定のこどもの数が少ない理由」



質問：「こどもを産む人が増えるために効果的だと思うもの」



こども医療費負担軽減に向けた措置

【こども家庭庁】

提案・要望内容

- 1 子育て世帯が経済的負担を理由に適切な受診を控えることがないよう、国として全国一律のこども医療費の負担軽減に向けた制度創設及び財源確保を講じていただきたい。

現 状

- わが国の将来を担うこどもたちを安心して産み育てることができる環境を整備していくことは、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、重層的な取組が進められつつある。
- 本市では、こども医療費助成について更なる制度拡充の要望が大きいことから、高校3年生（満18歳相当）までの対象年齢拡大と保険調剤に係る自己負担の無料化を、令和5年12月から開始。

課 題

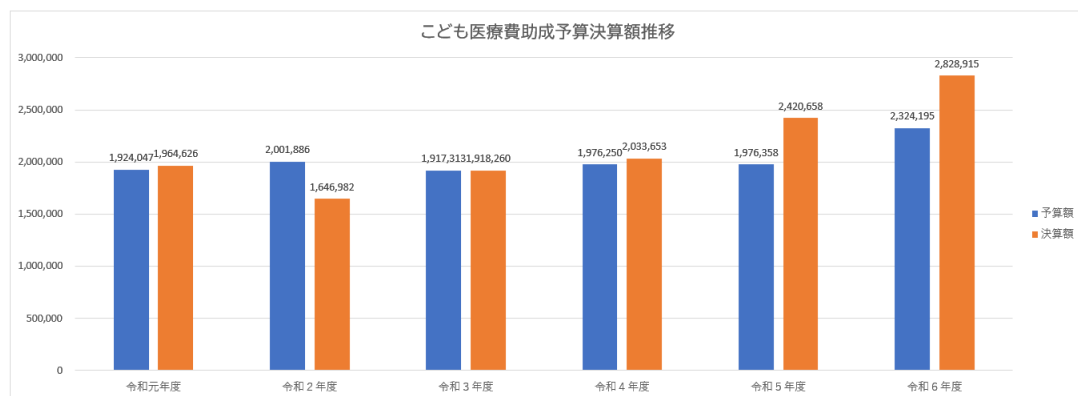
- こども医療費助成制度については、自治体間で助成制度が異なり、サービス水準に格差が生じている。
- 本市においても、近隣自治体の助成制度と比較して、外来診療に係る自己負担の無料化など、より一層の軽減等の要望も多く、厳しい財政状況の中、財源の捻出に苦慮している。

参考１ こども医療費助成制度他都市比較（指定都市 20 市） 2025 年 4 月現在

	対象年齢		所得制限	自己負担	都道府県	
	入院	外来			補助率（令和 3 年度）	
名古屋市	18 歳相当	18 歳相当	無	無	1/2	
堺市				有		
神戸市						
北九州市					1/4（小中以下） 1/2（中学通院のみ）	
福岡市						
静岡市						入院 1/6・通院 1/8(16～18 歳)
浜松市						
新潟市					対象外	
岡山市						
熊本市						
大阪市		有(12 歳以上)	有	1/2		
さいたま市	中学終了	中学終了	無	無	対象外	
仙台市				有	1/2	
京都市						
千葉市						1/4
横浜市						
川崎市						
相模原市						
札幌市		小学終了	有	有	1/2	
広島市						

※対象年齢・所得制限・一部自己負担・補助率に関する規定順に記載

参考２ こども医療費助成予算決算額の推移 ※令和 6 年度は決算見込額



要望担当課：こども局こども育成部こども支援課 TEL096-328-2158

児童手当をはじめとした 各種手当給付事務に係る財政支援

【こども家庭庁】

提案・要望内容

- 1 法定受託事務である児童手当や児童扶養手当等の支給に係る振込手数料について、財政支援を講じていただきたい。

現 状

- 自治体が指定金融機関を通じて児童手当や児童扶養手当等の送金を行う際の手数料については、本市においても、令和6年10月から有料化されたところである。
- 児童手当については、令和6年10月の制度改正に伴い、令和6年度中の支払いに対して必要となる振込手数料は補助対象となったが、令和7年度以降の振込手数料については補助対象となっておらず、児童扶養手当についても同様である。

課 題

- 制度改正後の児童手当及び児童扶養手当の熊本市の振込手数料は、「公金の支出に係る指定金融機関等の手数料負担に対する地方交付税措置分（1件62円（税別）」を除き、年間2,100万円程度が必要となる見込みであり、本市の負担は確実に増大する。
- 児童手当や児童扶養手当等の支給は法定受託事務であり、その遂行に必要な振込手数料の全額について国からの財政支援が必要である。

参考 1 振込手数料見込額

- ・ 児童手当振込手数料見込額

児童手当	振込件数見込	振込手数料	手数料見込額
	350,800	55円	19,294,000円

- ・ 児童扶養手当振込手数料見込額

児童扶養 手当	振込件数見込	振込手数料	手数料見込額
	41,000件	55円	2,255,000円

学校給食費の無償化に対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 小学校の給食費無償化に係る全国一律の制度を早期に創設するとともに、中学校についても早期に実施していただきたい。また、学校給食栄養摂取基準を満たした上、十分な量と質、安全安心が担保されるよう財政的支援をお願いしたい。

現 状

- 生活保護世帯や就学援助世帯等の経済的に困窮する世帯に対して、学校給食費を無償化している。
- また、昨今の物価高騰による給食用食材価格の高騰への対応については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することで、保護者の負担を増やすことなく栄養バランスのとれた学校給食の提供をしている。
- 昨今の物価高騰により家計が厳しさを増す状況を考慮し、国に先駆けて、無償化を検討する必要があると判断し、財源の確保を含め具体的な検討を行うこととした。

課 題

- 子育て世帯の教育費における給食費の割合は小さくなく、相当な負担感がある。また、一日の栄養摂取量の大半を学校給食で賄っているこどもがいるなど、学校給食はこどもたちのセーフティネットとしての機能を有している。

- そのような中で、国に先んじて学校給食費の無償化に取り組む自治体が毎年増えており、自治体の規模や財政力によって地域間の格差が生じることが懸念される。

- 安心して子育てできる社会の実現のためには、ゆとりの持てる子育て環境の整備が重要であることから、本市においても所得の多少にかかわらず一律に無償化を実施する必要があると考えるが、その実現には、新たに約 35 億円の財源確保が求められることとなり、本市独自の財源だけで安定的に実施することは困難である。学校給食費の無償化は、国の責任において実施すべきものであり、財政措置を含めた早期の制度化が必要である。

GIGA スクール構想の着実な実施に向けた支援

【文部科学省・内閣府】

提案・要望内容

- 1 1人1台タブレット端末の更新について、通信費等、LTE 端末の運用に必要な経費に対しても、十分な財政支援をしていただきたい。また、故障の対応について、予備機の整備経費に加え、動産保険に係る経費についても財政支援の対象としていただきたい。
- 2 1人1台タブレット端末の更新にあたっては、教育環境の恒常的な安定と充実のため、一過性の補助ではなく、継続的かつ安定的な財政支援をしていただきたい。

現 状

- 本市では、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）にかけて、全小中学校の児童生徒1人1台のLTE 端末の整備を行い、授業改善に取り組んでいる。また、令和6年度（2024年度）に端末更新の調達を行い、令和7年（2025年）4月より新端末での運用を開始している。
- LTE 端末は Wi-Fi 端末に比べて端末費用が割高かつ通信費用が発生するが、端末を持ち帰っての家庭学習時に Wi-Fi 環境の有無による学習環境の格差がないように、本市ではLTE 端末を整備している。
- 1人1台タブレット端末の更新については、令和5年度補正予算にて基金による補助（補助率2/3、1台あたり上限5.5万円）が決定された。また、指導者用端末、通信費、各種ソフトウェア等は別途地方財政措置されている。

課 題

- 1人1台タブレット端末の更新については、1台あたり5.5万円に補助基準額が引き上げられたものの、LTE 端末や Wi-Fi モデルの端末における昨今の価格状況を考えると、市単独の費用負担が必要である。
- 別途地方財政措置されている補助対象外経費においても通信費は Wi-Fi を前提としたものであるほか、端末の保守に係る経費や破損・故障時の修理費用のための動産保険に係る経費については、補助や地方財政措置の対象となっておらず、市の費用負担が大きい。
- 今後も端末更新には多額の経費を要することから、国の継続的かつ安定的で、十分な財政支援が必要である。

参考 1 本市における端末整備（更新）にかかる費用負担の状況

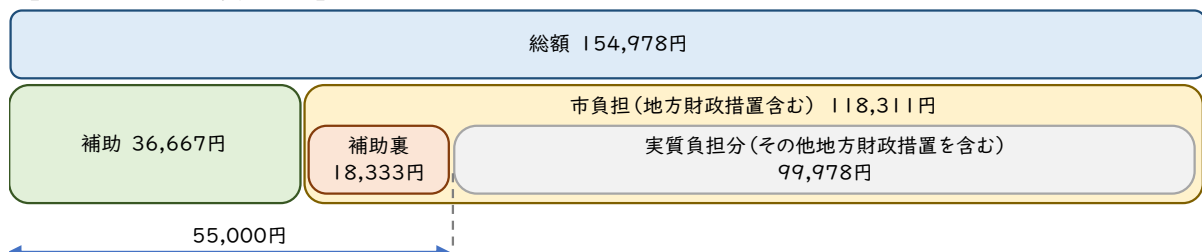
【年度別費用見込み（6年運用）】

（単位：円、台）

タブレット端末費用 （令和7年4月～令和13年3月：72か月）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）	令和12年度 （2030年度）	合計
市負担（地方財政措置含む）（A）	1,287,611,199	1,287,611,160	1,287,611,160	1,287,611,160	1,287,611,160	1,287,611,160	7,725,666,999
補助（基金）（B）	399,055,500	399,055,500	399,055,500	399,055,500	399,055,500	399,055,500	2,394,333,000
市負担＋補助（A）＋（B）	1,686,666,699	1,686,666,660	1,686,666,660	1,686,666,660	1,686,666,660	1,686,666,660	10,119,999,999
整備台数	65,300	65,300	65,300	65,300	65,300	65,300	65,300

【補助対象経費】 端末、キーボードカバー、端末管理ソフトウェア、初期設定、配送 ※上限1台5.5万円、補助率2/3、児童生徒数の15%内の予備機台数含む 【補助対象外経費】 保険（新価特約相当）、保守、セルラー通信費、 学習用ソフトウェア（ロイロノートス쿨、メタモジクラスルーム、ドリルパーク） フィルタリングソフト ※下線は地方財政措置対象	1台あたり総費用		市負担（C）	118,311
			補助（D）	36,667
			市負担＋補助（C）＋（D）	154,978
1台・1月あたり費用			市負担（E）	1,644
			補助（F）	510
			市負担＋補助（E）＋（F）	2,153

【端末1台当たりの費用内訳】



こどもの権利を学ぶ取組の 学習指導要領への位置づけについて

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 すべてのこどもたちが自身の権利を学ぶため、次期学習指導要領にこどもの権利についての内容を入れていただきたい。

現 状

- こども基本法の施行を受け、国や自治体でこどもの意見を反映させる取組が広がってきてはいるが、こどもたちが自分に保障されている権利を行使できるようになるためには、こども自身が権利を知り、理解していく必要がある。
- 本市では、自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守るという民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる児童生徒を育成することを目標とし、校則・生徒指導のあり方の見直しに取り組んでいる。令和3年度から市立の全ての小中高等学校において実施しており、こどもの意見表明権の具現化を主目的とし、児童生徒の意見を反映させる仕組みづくりや児童生徒が学校生活を教職員とともに作り上げていこうとする参画意識の向上を図っている。
- また、令和7年度で25回目となる中学生による子ども議会では、こども基本法についての研修を取り入れるとともに、こどもたちの生活に関連付けた議題を設定し開催している。

課 題

- 基本的人権については社会科の学習内容にあるものの、こどもの権利について自分たちの暮らしと結びつけながら具体的に学び合う機会はまだ少ないのが現状である。
- 行事やイベント的な取組だけでなく、また全てのこどもたちが等しく自身の権利を知るために、教育課程に位置付けられた授業の中で学ぶ機会が適切に確保される必要がある。
- 現在、文部科学省でも学習指導要領の改訂に向け、こどもの意見を反映させていくための取組が行われている。こどもたち自身が暮らしと結びつけながら自分事として権利を学ぶために、次期学習指導要領にこどもの権利についての学習内容を入れていただきたい。

こどもがスポーツ・文化芸術活動に継続して 親しむことができる機会確保のための財政支援等

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】

提案・要望内容

- 1 学校部活動を地域と連携した運営体制に整備するため、部活動指導員の補助基準額の引き上げ等に加え、各地域の実態に応じた多様な手法を選択できる持続可能な制度となるよう、学校部活動運営に資する人材バンクの設置等への補助制度創設など、より一層の財政措置を講じていただきたい。

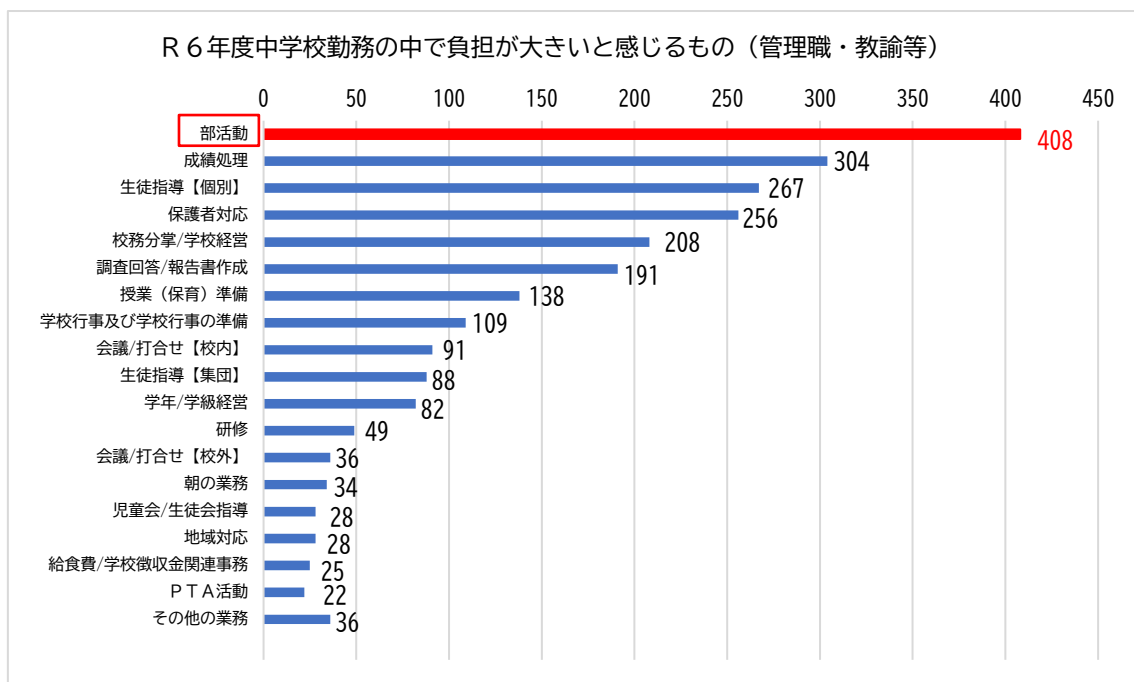
現 状

- 中学校運動部活動数 461 部、文化部活動数 104 部、計 565 部の内、教員のみが指導している部活動数は 462 部（81.8%）となっている。
（令和 6 年 8 月時点）
- 中学校教員の約 8 割が部活動に従事しており、勤務実態調査によると、その内約 6 割の教員が負担と感じている。
- 令和 6 年度に時間外の在校等時間が月 80 時間を超過した教職員 177 人の内、中学校教諭等は 87 人（49.2%）となっている。
- 外部人材（技術指導者）が少ないため、経験がない種目を担当する教員にとって、大きな負担となっている。

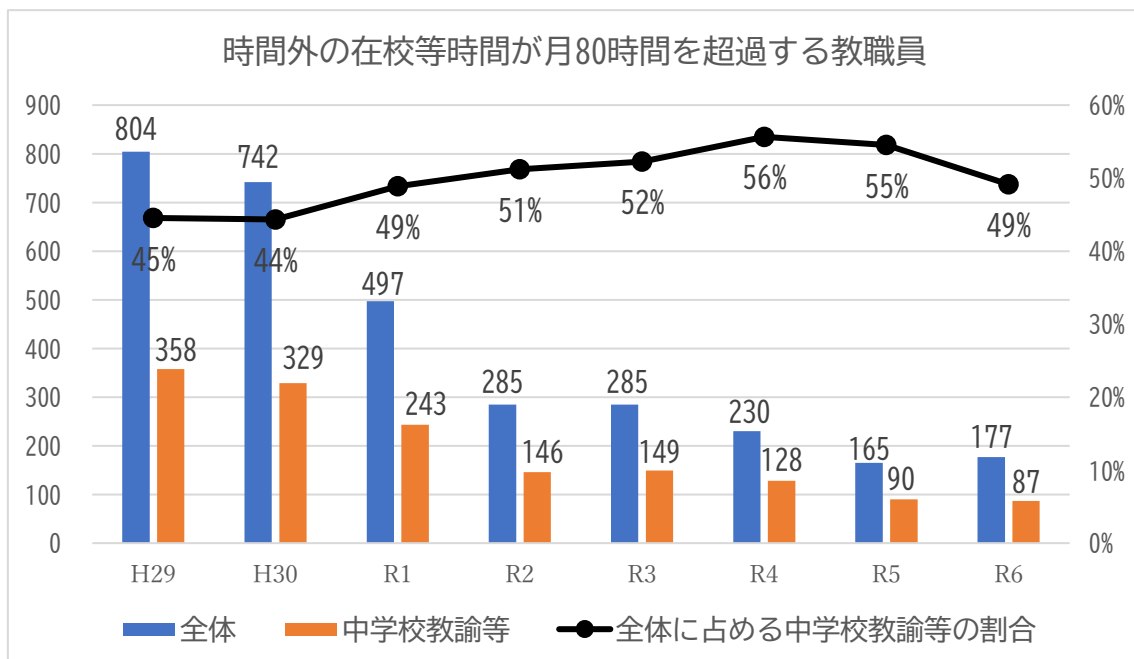
課 題

- スポーツ庁及び文化庁にそれぞれ設置された検討会議の提言や、両庁が令和4年12月に策定したガイドラインでは、休日の部活動の段階的な地域連携や地域移行については具体的に示されたが、持続可能な部活動運営を行うためには、休日だけでなく平日も含めた検討を早急に行う必要がある。
- 教職員の負担軽減のためには、部活動指導員などの外部人材を確保する必要があるが、指導に係る人件費相当額について、部活動指導員配置に係る経費に関する補助（補助割合：国 1/3、指定都市 2/3）があるものの、厳しい財政状況の中、財源確保が困難である。
- 熊本市においては、中学校は42校あるが、総合型地域スポーツクラブ数は22クラブしかなく、地域クラブの受け皿としては少ない。
- これらの課題を踏まえ、本市では、令和4年12月に熊本市部活動改革検討委員会を設置、持続可能な運営主体のあり方等について、10回にわたって協議を行い、令和6年3月に協議内容をまとめた答申が提出された。
- 同答申を踏まえ、こどものスポーツ・文化芸術活動を親しむ機会を確保するため、教職員や地域人材で指導を希望する者が指導することを前提に、地域と連携しながら今後も学校部活動を継続する方針を令和7年3月に定めた。
- 学校部活動を継続するにあたっては、こどもの活動機会の確保が課題であり、拠点校部活動の推進や、スポーツ・文化芸術活動を親しむことや楽しむことを中心とした活動等の創設などに取り組む必要がある。
- 地域と連携した持続可能な運営体制の整備が課題であり、教員以外の人材確保等のための人材バンクの設置や、学校間や関係団体との連絡調整を図るコーディネーターの配置等に取り組む必要がある。

参考１ 中学校教諭等の業務についての負担感に関する調査



参考２ 時間外の在校等時間が月 80 時間を超過する教職員の推移



国による第三者委員会の委員及び コーディネーター選定の支援

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 いじめによる重大事態の調査実施にあたり、国による第三者委員会の委員と被害児童生徒・保護者との対話を行うコーディネーター選定のための人材リスト作成・提供と委員等の謝金の財政措置をしていただきたい。

現 状

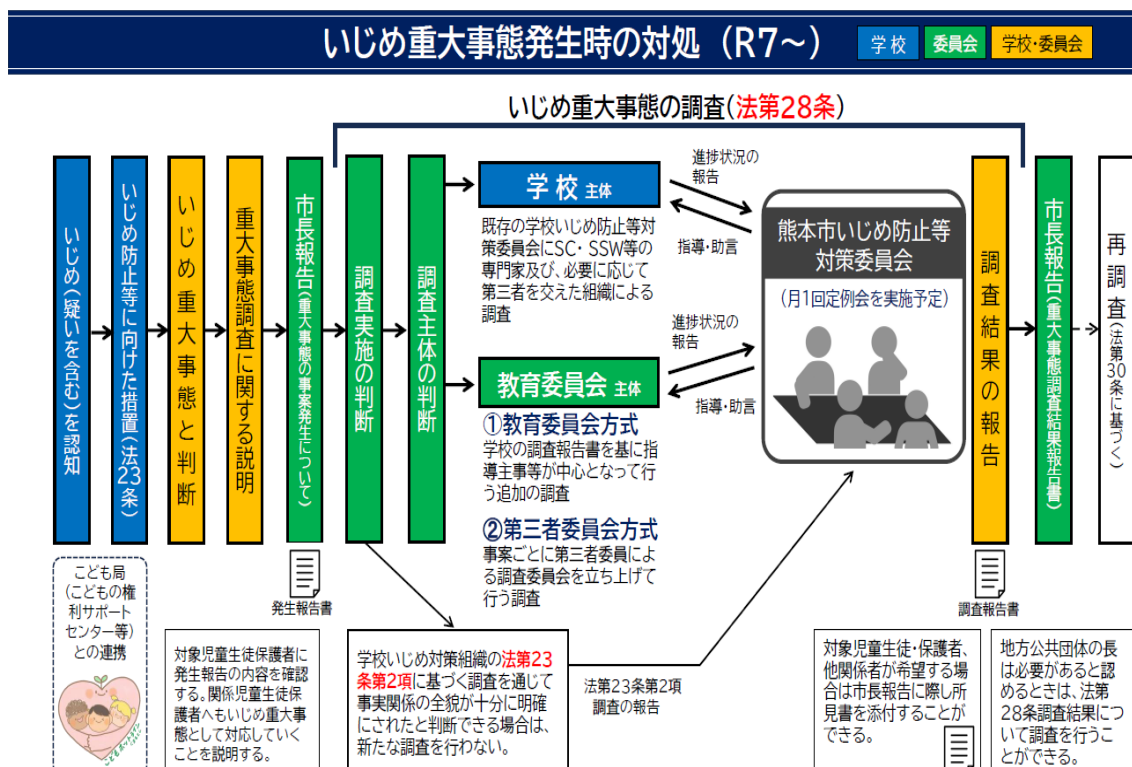
- いじめ防止対策推進法では、いじめによる重大事態の調査を学校の設置者又は学校のもとに組織を設置して行うこととなっている。
- 調査の実施にあたり、第三者委員会を設ける場合、委員には極めて高い専門性が求められることから、自治体ごとでは人材確保が難しく、委員の選定は困難さを増してきている。

課 題

- いじめの件数の増加に伴い、今後、重大事態の調査件数の増加が予想される。調査を実施するには、事案に応じて学校又は教育委員会が主体となり、第三者委員会の人材の確保が必要になるが、その人材確保に苦慮している状況がある。
- 自治体において第三者委員会の設置が困難な場合に対応するため、国による第三者委員会の委員及び被害児童生徒・保護者との間に立

って対話的なコーディネートをするコーディネーター選定のための人材リストの作成、自治体への提供と委員等の謝金の財政措置が必要である。

参考 1 重大事態発生時の対処（1号事案）



義務教育課程における少人数学級の更なる推進

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 普通学級における学級編制の標準の 35 人への引下げに伴い、新たに教室等の確保が必要となることから、施設整備に対する補助制度を拡充していただきたい。
- 2 中学校における少人数学級の実現に向け、学級編制の標準を見直し、基礎定数の改善を図るため、速やかに義務教育標準法を改正していただきたい。

現 状

- 小学校の普通学級における学級編制の標準は、35 人に引き下げる義務教育標準法が改正され、令和 7 年度までに段階的に 35 人学級に移行される。本市においては、国のスケジュールに先駆けて、令和 5 年度までに小学 1 年生から中学 1 年生における 35 人学級を実現した。
- また、中学校の普通学級における学級編制の標準は、令和 6 年 12 月に令和 8 年度から定数改善を行うことが大臣合意された。

課 題

- 学級編制の標準の引下げにより新たに教室等の確保が必要となるが、教室不足に対応するための仮設建物設置に要する経費については、国庫補助の対象となっておらず、不足する教室については市の一般財源により対応している。
- こどもたちを取り巻く環境の多様化など様々な課題に対応するためには、中学校における学級編制の標準の引下げを確実に実施することが必要である。

グローバル化に対応した 英語教育の推進に伴う財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 JET プログラム以外の民間事業者の活用による外国語指導助手（ALT）について、更なる財政支援の拡充を講じていただきたい。
- 2 生徒の英語能力検証について、外部指標実施経費に係る財政措置を講じていただきたい。

（１）外国語指導助手（ALT）

現 状

- 本市では、ALT を同一中学校区に派遣することで小中連携の促進と外国語教育のさらなる充実を図っている。
- ALT の増員については、本市が求める指導力及び資質の担保並びに生活サポート等の事務負担軽減の観点から、平成 30 年度（2018 年度）から一部民間事業者を活用している。

課 題

- 児童生徒の英語力向上及び国際理解教育のために、ALT の更なる活用が求められていることを踏まえ、人材確保のために JET プログラム以外の ALT の活用も必要となる。
- 民間事業者の活用についても一部補助対象とされたが、JET プログラムの交付税措置による財政支援と比べ、ALT の拡充を図る自治体の負担が大きく、求められる英語教育の充実に向けた取組の支障となる（民間事業者による派遣小学校の給与部分のみ（補助率 1/3））。

参考1 ALTの推移と比較

●任用内訳の推移

	H30	R1	R2	R3～
JET	40	54	42	54
地域人材	6	0	0	0
民間派遣	10	10	15	10
合計	56	64	57	64

※ALTは原則6月～翌7月の1年で任用のため、8月での入れ替わり後の人数

※R2は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ALT減

●JETと民間派遣の比較（令和7年度）

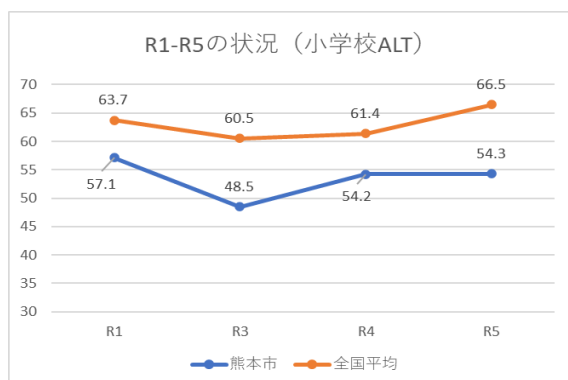
（単位：千円）

	事業費	国	一財	1名 換算	備考
JET-ALT 54名	293,182	0	293,182	5,429	・普通交付税措置がなされ、市の財政負担は小さい ・勤務時間外の日常生活のケアが必要など職員負担が大きい ・1年で1/3程度入れ替わるなど、雇用が安定しない場合がある ・休暇、欠勤等の調整が必要で学校の負担も大きい
民間派遣 10名	46,288	4,308	41,980	4,629	・欠員が出た場合の迅速な補充が可能で、学校への負担が小さい ・住居の提供や生活面のサポートが不要 ・財政負担が大きく、増員が難しい
計	339,470	4,308	335,162	—	

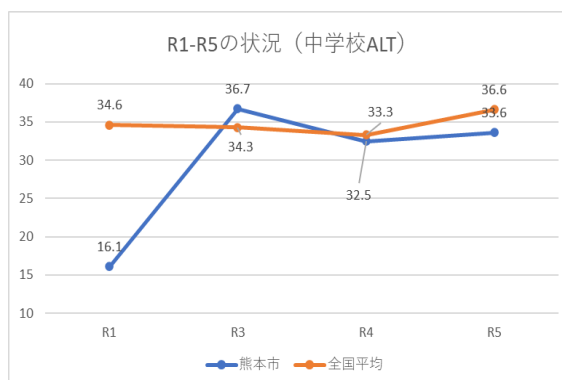
参考2 小学校・中学校におけるALT等の活用授業時数の割合

（ALT等活用授業時数／外国語総授業時数で算定）

●小学校



●中学校



※R2については調査がなかったため未掲載。

(2) 英語能力検証

現 状

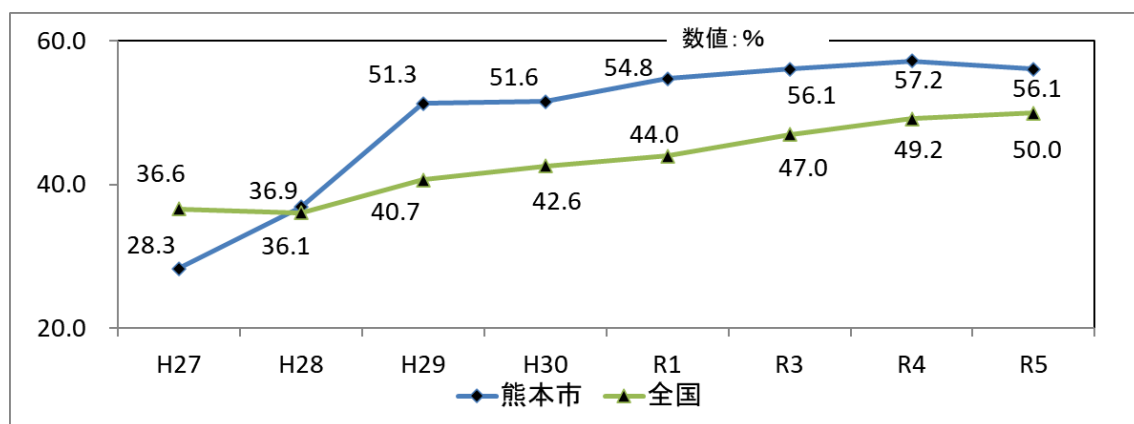
- 国は生徒の英語力の指標として、中学校卒業段階で英検 3 級相当以上を有する割合を 60%以上と定めている。
- 本市では、平成 28 年度から公益財団法人日本英語検定協会の『英検 IBA』を熊本市立中学校で活用し、本市中学生の英検 3 級相当以上を有する割合は、平成 28 年度 36.9%から、令和 5 年度 56.1%（令和 4 年度 57.2%）に向上した。
- 受検した生徒は、自分の英語力が客観的に示されたことで学習意欲が高まり、教員もまた、より質の高い指導への意欲が向上するなどの効果があった。

課 題

- 『英検 IBA』を活用できるよう外部指標実施経費（検定料：中学 3 年生約 6,000 人対象で約 3 百万円）を予算化し、国の指標と比較しながら、本市における英語教育に係る事業の検証を行っているが、厳しい財政状況の中、費用負担が過大であり、継続や拡充が困難である。

参考 3 英検 3 級以上相当の英語力を有すると思われる中学 3 年生の割合

（英語教育実施状況調査）



義務教育施設等の整備促進に対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 学校施設の新增改築、体育館への空調設備事業における補助単価と実勢単価に乖離があるため、実情にあった対象経費の算定や補助単価の引上げを、引き続き検討していただきたい。
- 2 児童・生徒の安全確保や学校施設の機能改善を図るため、体育館の床等の施設の部位改修について補助制度を創設していただきたい。
- 3 児童・生徒の安全で良好な教育環境を確保するため、運動場などの屋外教育環境整備事業における国庫補助を継続するとともに、必要な予算額を確保していただきたい。

現 状

- 本市では、児童・生徒の安全・安心の確保と教育環境の充実を図るため、計画的に学校施設の環境整備に取り組んでいる。
- 学校施設の新增改築、体育館への空調設備事業については、補助単価と実勢単価に乖離があるため、自治体の財政負担が大きく、計画的な整備が進んでいない。
- 体育館の床等の施設の部位改修については、補助事業の対象外となるため、自治体における財政負担が大きく、計画的な整備が進んでいない。
- 長年運動場を使用することにより、土の締め固まり等による段差や小石が露出し、児童・生徒がつまずいた際に、予期せぬ怪我へとつながる危険性があるため、屋外教育環境整備事業を活用し、計画的な整備が必要であるが、当該補助事業については、令和11年度（2029年度）までの時限的措置となっている。

課 題

- 近年、校舎・トイレ・体育館等、多くの学校施設の老朽化が進み、施設の長寿命化や環境改善を図るなど、安全で安心な教育環境の整備が必要である。

参考 1 体育館の床部位改修の事例

改修前



改修後



参考 2 運動場排水不良整備の事例

改修前



改修後



きめ細かな教育活動の推進に向けた財政支援等

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校に安定的に配置できるよう、これらの職種を教職員定数として算定し、国庫負担の対象としていただきたい。

現 状

- 学校が抱える課題がより複雑化・多様化する中、本市では、スクールカウンセラーを全中学校に配置している。また、スクールソーシャルワーカーについては、活動の拠点となる学校へ配置しており、令和6年度は5名増員し、21名体制となったことから、原則2中学校に1名の配置を行う。

課 題

- いじめや不登校をはじめとした生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を学校に恒常的に配置する必要がある。

参考1 令和6年度スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置

職種	配置状況
スクールカウンセラー	通常配置中学校区（36校区） 8,096時間
	不登校対策中学校区（6校区） 3,540時間
	幼稚園、特別支援学校 70時間
	オンライン、教育支援センター 140時間
	その他（研修等） 318時間
	合計 12,164時間
スクールソーシャルワーカー	不登校対策重点校区 6人
	拠点校配置型 15人
	合計 21人

要望担当課：教育委員会事務局学校教育部総合支援課 TEL096-328-2743